

第2章

麻生区の取組

1

麻生区がめざす地域福祉計画

(1) 計画の理念

心が響きあう福祉のまち麻生

誰もが、健康で安心して自分の住むまちで暮らすことを願っています。しかし、地域には健康で安心して暮らすための支援を必要としている人がたくさんいます。

麻生区は、急速な高齢化や新たな転入者の増加が予想され、それに伴い高齢者・障害者・子育て世帯を始めとする区民に対して、特に支援体制の整備が望まれています。その他にも、日常生活での課題が多様化し、まちで暮らす上での困難さを解決するための支援を必要としているのは、特定の人だけではありません。

この理念には、誰もが暮らしやすい麻生区とする地域福祉の向上のために、区民のできること、地域団体のできること、区のできることを音楽を奏でるように調和し、まちに住む人すべてに響きあうことを願う意味が込められています。

(2) 基本目標

基本目標 1 区民が利用しやすい保健福祉サービスの提供

地域福祉の窓口となる保健福祉センターは、保健福祉サービスを受けようとする区民が最初に訪れる場所です。利用者のニーズに即した適切な制度や情報が得られるような保健福祉サービスを提供します。

基本目標 2 区民が主役の地域活動の充実

様々な生活上の困難に対する支援には、公的制度だけではなく、柔軟で多様なニーズに対応した区民主体による地域活動が必要です。区民の発案から生まれた、様々な特長のある地域活動を支援することによって、区民が主体的に関わる地域福祉を推進します。

基本目標 3 「ひと・もの・場」を活かした共助のまちづくり

地域福祉の推進には、支援に関わる人、支援に必要なネットワークや方法、支援活動を行う場のいずれも欠かすことはできません。区民と地域団体、行政のそれぞれが地域福祉の目的や課題を共有し連携を図ることによって、区民ひとりではできない、行政だけではできない「共に助け合う」まちづくりを実現します。

2

第3期計画における重点的な取組

第3期計画における重点的な取組は、平成23年度から平成25年度までの3か年を計画期間とする、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画と連動したものになっています。

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画
まちづくりの基本目標

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」
をめざして

まちづくりの基本方向

協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる

川崎の特徴や長所を活かし、持続型社会の実現に貢献する

自治と分権を進め、愛着と誇りを共有できるまちをつくる

7つの基本政策

基本政策Ⅰ 安全で快適に暮らすまちづくり

- ◇暮らしの安全を守る
- ◇災害や危機に備える
- ◇身近な住環境を整える
- ◇快適な地域交通環境をつくる
- ◇安定した供給・循環機能を提供する

基本政策Ⅱ 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

- ◇超高齢社会を見据えた安心のしくみを育てる
- ◇障害のある人が地域で共に暮らせる社会をつくる
- ◇安心な暮らしを保障する
- ◇すこやかで健全に暮らす
- ◇地域での確かな医療を供給する

基本政策Ⅲ 人を育て心を育むまちづくり

- ◇子どもが生きる力を身につける
- ◇生涯を通じて学び成長する
- ◇地域人材の多様な能力を活かす
- ◇人権を尊重し共に生きる社会をつくる

基本政策Ⅳ 環境を守り自然と調和したまちづくり

- ◇環境に配慮し循環型のしくみをつくる
- ◇生活環境を守る
- ◇緑豊かな環境をつくりだす

基本政策Ⅴ 活力にあふれ躍動するまちづくり

- ◇川崎を支える産業を振興する
- ◇新たな産業をつくり育てる
- ◇就業を支援し勤労者福祉を推進する
- ◇川崎臨海部の機能を高める
- ◇都市の拠点機能を整備する
- ◇基幹的な交通体系を構築する

基本政策Ⅵ 個性と魅力が輝くまちづくり

- ◇川崎の魅力を育て発信する
- ◇文化・芸術を振興し地域間交流を進める
- ◇多摩川などの水辺空間を活かす

基本政策Ⅶ 参加と協働による市民自治のまちづくり

- ◇自治と共同のしくみをつくる
- ◇市民と協働して地域課題を解決する
- ◇市民満足度の高い行政サービスを提供する

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画【区計画】

■地域の課題解決に向けた主要な取組

- ① 芸術・文化のまちづくりの推進
- ② スポーツのまち麻生の推進
- ③ コミュニティづくりの推進
- ④ 高齢者・子どもが安心して暮らせるまちづくりの推進



地域福祉を推進するためのネットワークづくりの支援

■計画期間の取組

地域の人と人との結びつきによって地域福祉活動の活性化を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、区民及び地域活動団体が地域福祉の担い手になり「自助」「共助」を実践できる基盤を整備します。

取組・事業No.	具体的取組・事業名	掲載ページ
22	麻生市民交流館やまゆりの活用促進	42
31	小地域のつながりネット支援事業	46
47	民生委員児童委員活動の支援	50
48	社会福祉協議会との連携	50

高齢者・障害者・子ども支援の充実

■計画期間の取組

高齢化率の上昇に伴い、ひとり暮らし等高齢者の増加等が見込まれることから、高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進します。

障害者に対しては、地域生活や就労を支援する事業として、第2期計画に引き続き関係機関の連携と障害者に関する事業を推進するため、麻生区障害者地域自立支援協議会の充実を図ります。

子育て世代は当面の増加が見込まれることから、子育てグループや区内の大学等の地域団体と連携した子育て支援を行います。

取組・事業No.	具体的取組・事業名	掲載ページ
7	ひとり暮らし等高齢者見守り事業	38
18	子育てグループの支援	41
34	麻生区障害者地域自立支援協議会の充実	47
39	こども関連大学連携事業	48
46	子ども関連ネットワーク会議による連携	50

3 計画の体系

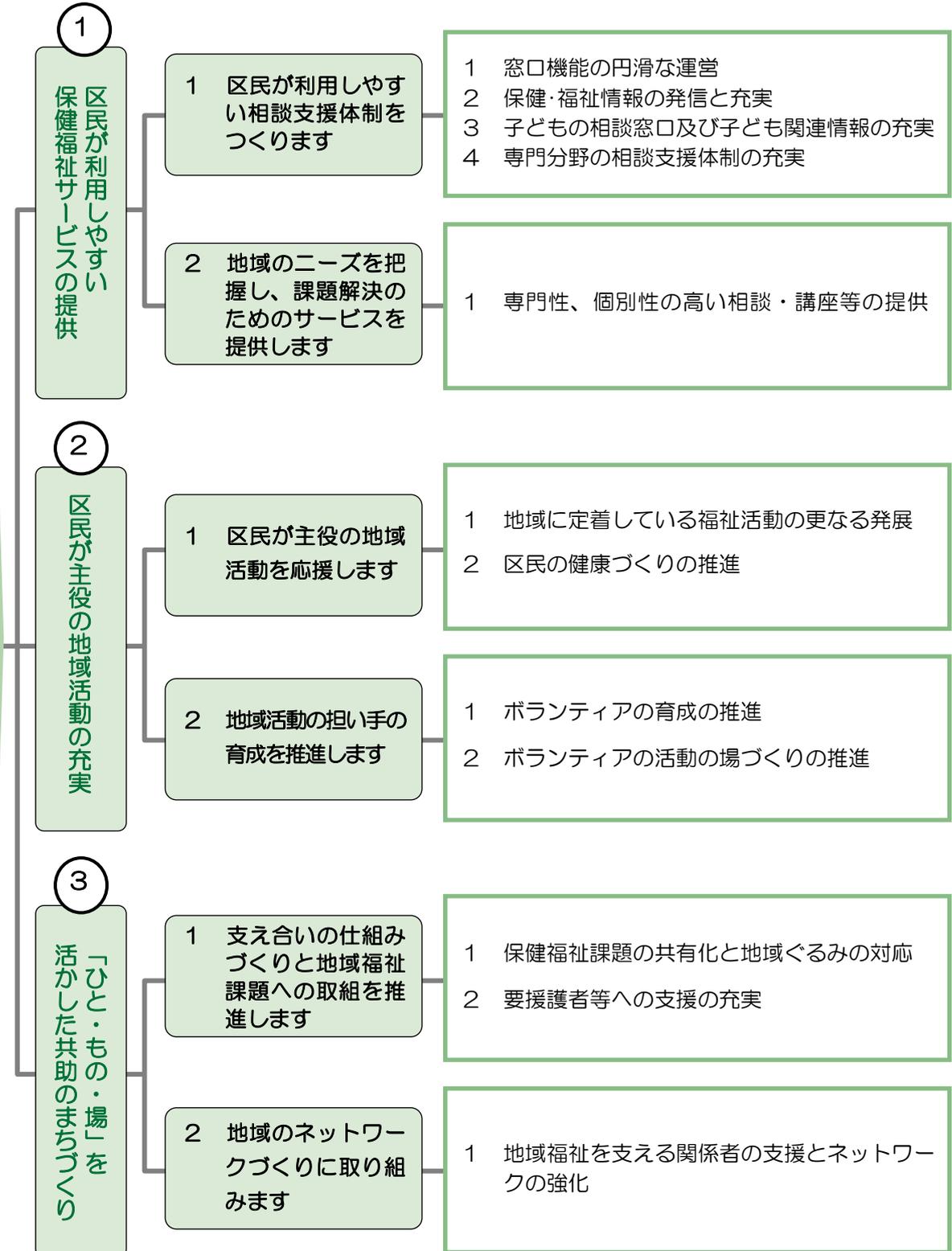
●計画の理念

●基本目標

●基本方針

●基本施策

心が響きあう福祉のまち麻生



4 事業体系一覧表

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	区分	具体的取組・事業名	掲載ページ		
心が響くあつ福祉のまち麻生	1 区民が利用しやすい保健福祉サービスの提供	1 区民が利用しやすい相談支援体制をつくります	1 窓口機能の円滑な運営	新	1 保健福祉窓口機能の向上	36		
			2 保健・福祉情報の発信と充実	新	2 さまざまな媒体を用いた保健福祉に関する情報発信	36		
			3 子どもの相談窓口及び子ども関連情報の充実		3 こども相談窓口の充実		37	
					4 特別支援の必要のある児童や家庭に対する支援体制の充実		37	
					5 さまざまな媒体を用いた子ども・子育てに関する情報発信		37	
			4 専門分野の相談支援体制の充実		6 一般精神保健相談・老人精神保健相談		38	
					7 ひとり暮らし等高齢者見守り事業		38	
					8 高齢者虐待相談支援体制の充実		38	
					9 成年後見制度の窓口対応の充実		38	
				10 健康相談・教育、個別健康教育、各種検診保健事業の実施		39		
		2 地域のニーズを把握し、課題解決のためのサービスを提供します	1 専門性、個別性の高い相談・講座等の提供		11 子育て交流広場		39	
				新	12 思春期保健相談の実施		39	
					13 精神保健家族講座		40	
					14 アディクションセミナー		40	
					15 認知症・うつ予防講座の実施		40	
					16 介護予防一般高齢者への支援		40	
					17 介護予防特定高齢者への支援		40	
	1 区民が主役の地域活動を応援します			1 地域に定着している福祉活動の更なる発展	新	18 子育てグループの支援		41
						19 健康づくりグループ間の情報交換支援		41
						20 介護予防グループへの支援		41
			21 わたしの町のすこやか活動支援事業への支援			42		
			22 麻生市民交流館やまゆりの活動促進			42		
			23 あさお体験ウォーク事業			43		
	2 区民の健康づくりの推進			24 公園de健康づくり事業		43		
			新	25 若いときこそ健康貯金推進事業		43		
				26 ヘルスボランティア講座の実施		44		
				27 食生活改善推進員養成教室、運動普及推進員養成教室の充実		44		
	2 地域福祉活動の担い手の育成を推進します	1 ボランティアの育成の推進		28 麻生区食生活改善推進員連絡協議会への支援		45		
				29 あさお運動普及推進員の会への支援		45		
		2 ボランティアの活動の場づくりの推進		30 区社会福祉協議会が育成・支援するボランティアグループとの連携		45		

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	区分	具体的取組・事業名	掲載ページ
心が響きあう福祉のまち麻生	3 「ひと・もの・場」を活かした共助のまちづくり	1 支え合いの仕組みづくりと地域福祉課題への取組を推進します	1 保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応		31 小地域のつながりネット支援事業	46
					32 麻生区健康づくり推進会議の実施	46
					33 医師会意見交換会の実施	46
					34 麻生区障害者地域自立支援協議会の充実	47
					35 地域包括支援センター運営協議会による連携	47
					36 地域包括支援センター連絡会の実施	47
					37 地域ケア連絡会議の実施	47
				新	38 地域の子どもの見守り体制の充実	47
				新	39 こども関連大学連携事業	48
					40 社会を明るくする運動の実施	48
			2 要援護者等への支援の充実	新	41 こんにちは赤ちゃん訪問	48
					42 麻生区徘徊高齢者SOSネットワーク（あさおSOSネットワーク）の充実	48
					43 災害時要援護者に対する制度の普及啓発	49
					44 認知症高齢者介護教室の実施	49
					45 介護者のつどいの実施	49
	2 地域のネットワークづくりに取り組みます	1 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化		46 子ども関連ネットワーク会議による連携	50	
				47 民生委員児童委員活動の支援	50	
			新	48 社会福祉協議会との連携	50	

※区分 新：第3期計画からの新規事業

5 具体的な取組

基本目標 1 区民が利用しやすい保健福祉サービスの提供

基本方針 1 区民が利用しやすい相談支援体制をつくります

区民からの相談に対して、窓口となる保健福祉センターの対応や情報の提供、庁内他部署との連携等、誰もが利用しやすい相談支援体制を整備します。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（平成23～25年度）の取組
1 窓口機能の円滑な運営	子ども、高齢者、障害者等、様々な方からの相談に対して、窓口となる保健福祉センターからニーズに合わせた適切な窓口への案内を行います。また、複数の協力を必要とする相談には、庁内の他部署との連携を図り、総合的な支援を行います。	1 保健福祉窓口機能の向上

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	○保健福祉センター
1 ⑧	保健福祉窓口機能の向上	ていねいな対応と幅広い業務知識で来所者を的確な窓口以案内できるよう、スキルの向上に努めます。また、案内先への移動を容易にする環境の整備を進め、各課窓口から専門相談担当や他部署へのスムーズな連携を図ります。			
	情報の掲載先			区担当所管	○保健福祉センター
	—				

基本施策	施策の方向性	計画期間（平成23～25年度）の取組
2 保健・福祉情報の発信と充実	健康や福祉に関する情報を、わかりやすく手に入れやすい方法により提供します。	2 さまざまな媒体を用いた保健福祉に関する情報発信

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	○企画課 ○保健福祉センター ○こども支援室
2 ⑧	さまざまな媒体を用いた保健福祉に関する情報発信	市政だより（区版）や区ホームページ、タウン誌等を用いて、常に健康や福祉に関連する情報を発信します。			
	情報の掲載先		地域メディア	区担当所管	○企画課 ○保健福祉センター ○こども支援室
	市政だより 麻生区ホームページ タウン誌 など				

基本施策	施策の方向性	計画期間（平成23～25年度）の取組
3 子どもの相談窓口及び子ども関連情報の充実	子どもに関する相談に対して、関係者や関係機関との連携を図りながら、支援を行います。また、子どもに関連する情報を、わかりやすく手に入れやすい方法により提供します。	3 こども相談窓口の充実 4 特別支援の必要のある児童や家庭に対する支援体制の充実 5 さまざまな媒体を用いた子ども・子育てに関する情報発信

No.	具体的取組・事業名	事業内容			
3	こども相談窓口の充実	事業内容 0歳から18歳までの育児や発達に関する悩み、児童・生徒の養護、虐待、不登校、いじめ等の問題に対して、保健師、子ども教育相談員、家庭相談員等が、関係機関と連携を取りながら支援します。			
	情報の掲載先		協働団体等	区担当所管	○こども支援室
	—		—		

No.	具体的取組・事業名	事業内容			
4	特別支援の必要のある児童や家庭に対する支援体制の充実	事業内容 発達の遅れが疑われたり、親子関係がうまく結べない児童や家庭に対して、専門職が対応する相談や関わり方を学ぶ教室を、対象年齢を拡大して実施します。			
	情報の掲載先		協働団体等	区担当所管	○保健福祉サービス課 児童・家庭支援係
	—		—		

No.	具体的取組・事業名	事業内容			
5	さまざまな媒体を用いた子ども・子育てに関する情報発信	事業内容 子育てに役立つ情報の提供のため、子育て情報誌「きゅっとハグあさお」に制度等の子育てに必要な情報をまとめ、乳幼児の保護者に配布します。 区内各施設で行っている乳幼児を対象とした事業の情報を一元化し、区ホームページに保護者向けの「子育てカレンダー」、子ども向けの「きっずページ」として掲載します。区役所ロビーに設置している「こども情報コーナー」への迅速な情報提供を行い、区民が来庁時に気軽に利用できるようにします。			
	情報の掲載先		協働団体等	区担当所管	○こども支援室
	子育て情報誌「きゅっとハグあさお」 麻生区ホームページ こども情報コーナー 麻生区ちびっこおでかけMAP		—		

基本施策	施策の方向性	計画期間（平成23～25年度）の取組
4 専門分野の相談支援体制の充実	専門性の高い相談に対して、適切な制度や窓口による支援を行います。また、関係機関との連携や情報の共有による多面的な支援体制を充実させます。	6 一般精神保健相談・老人精神保健相談 7 ひとり暮らし等高齢者見守り事業 8 高齢者虐待相談支援体制の充実 9 成年後見制度の窓口対応の充実

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	
6	一般精神保健相談・老人精神保健相談	心の健康・病、認知症等について、市民が早期に適切な精神保健福祉の支援を受けられるよう、精神科医師による専門的な相談を実施します。			
	情報の掲載先 麻生区ホームページ [福祉・介護]		—	区担当所管	○保健福祉サービス課 障害者支援係

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	
7	ひとり暮らし等高齢者見守り事業	ひとり暮らし等高齢者の安否確認と話し合いの機会を増やすことにより、地域社会で高齢者が安心して日常生活がおくれるよう支援します。そのために、ひとり暮らし等高齢者の生活実態を把握し事業対象者の選定を行うための、民生委員の訪問による見守りを実施します。			
	情報の掲載先 —		麻生区民生委員児童委員協議会	区担当所管	○高齢者支援課 高齢者支援係

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	
8	高齢者虐待相談支援体制の充実	「川崎市高齢者虐待対応マニュアル」を基に、地域包括支援センターや関係課、関係機関と連携を図り、虐待問題への迅速な対応を行います。また、関係機関との勉強会や意見交換会等を開催し、地域での虐待問題についての共通認識・現状認識を図ります。			
	情報の掲載先 川崎市虐待対応マニュアル		地域包括支援センター	区担当所管	○高齢者支援課 高齢者支援係

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	
9	成年後見制度の窓口対応の充実	川崎市成年後見制度の手引きを基に、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、審判開始手続き等を迅速かつ的確に行います。また、地域包括支援センターと勉強会等を開催し、情報の共有化を図ります。			
	情報の掲載先 「成年後見制度」リーフレット		地域包括支援センター 麻生区社会福祉協議会	区担当所管	○高齢者支援課 高齢者支援係

基本方針2 地域のニーズを把握し、課題解決のためのサービスを提供します

分野を特化した支援により、区民の様々なニーズに対応できるサービス提供体制を整備します。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（平成23～25年度）の取組
1 専門性、個別性の高い相談・講座等の提供	年齢や支援ニーズに合わせた相談事業や知識の普及を、関係団体との協働により実施します。	10 健康相談・教育、個別健康教育、各種健診保健事業の実施 11 子育て交流広場 12 思春期保健相談の実施 13 精神保健家族講座 14 アディクションセミナー 15 認知症・うつ予防講座の実施 16 介護予防一般高齢者への支援 17 介護予防特定高齢者への支援

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	備考
10	健康相談・教育、個別健康教育、各種健診保健事業の実施	価値観の多様化する中で、区民のニーズに合わせた保健サービスを効果的に実施します。	—	区担当所管	○地域保健福祉課 地域健康支援係
	情報の掲載先 市政だより 麻生区ホームページ 健康づくりだより				

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	備考
11	子育て交流広場	保健福祉センターが、地域子育て支援センター、保育所、こども文化センターと連携して実施しています。妊婦や乳幼児を持つ保護者の相互交流や、育児についての学習を支援し、子育てを楽しむように、親子、保護者同士が育ちあう場を提供します。	地域子育て支援センター 保育所 こども文化センター	区担当所管	○保健福祉サービス課 児童・家庭支援係
	情報の掲載先 子育て情報誌「きゅつとハグあさお」 麻生区ホームページ				

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	備考
12	思春期保健相談の実施	思春期の男女とその保護者を対象に、思春期特有のこころやかからだ、性に関することや性感染症等について、助産師、保健師等が正しい知識を普及し、健康的で豊かな人間性と社会性を持った性意識、性行動を身につけられるようにします。	小・中・高等学校及びPTA	区担当所管	○保健福祉サービス課 児童・家庭支援係
	情報の掲載先 —				

No.	具体的取組・事業名	事業内容	精神障害者の家族が、疾病や福祉制度への理解を深め家族同士の交流を図れるよう、医師、精神保健相談員等を講師とした精神障害者の家族のための講座を開催します。		
13	精神保健家族講座				
	情報の掲載先	協働団体等	家族会 精神科医療機関	区担当所管	○保健福祉サービス課 障害者支援係
麻生区ホームページ [福祉・介護]					

No.	具体的取組・事業名	事業内容	アディクション（薬物・アルコール依存、ギャンブル依存等）をテーマとした講演会を、当事者・家族・ボランティア団体（ASAO健康井戸端会議）との共催により行います。		
14	アディクションセミナー				
	情報の掲載先	協働団体等	ASAO健康井戸端会議	区担当所管	○保健福祉サービス課 障害者支援係
市政だより					

No.	具体的取組・事業名	事業内容	認知症・うつ病に関する知識を普及させ、地域全体で介護予防に取り組むために、講演会を開催します。		
15	認知症・うつ予防講座の実施				
	情報の掲載先	協働団体等	川崎市認知症ネットワーク 地域包括支援センター	区担当所管	○地域保健福祉課 地域健康支援係
麻生区ホームページ [福祉・介護]					

No.	具体的取組・事業名	事業内容	すべての高齢者を対象に、講演会や健康教室、健康相談を実施します。また、広報パンフレット等による普及啓発も行います。		
16	介護予防一般高齢者への支援				
	情報の掲載先	協働団体等	地域包括支援センター	区担当所管	○地域保健福祉課 地域健康支援係
麻生区ホームページ [福祉・介護]					

No.	具体的取組・事業名	事業内容	特定高齢者（筋力低下、低栄養、口腔機能低下等、生活機能の低下が心配される65歳以上の高齢者）に対して、生活機能の維持、向上を図り要介護状態になることを防ぐため、介護予防関連プログラムの紹介と教室の実施を行います。		
17	介護予防特定高齢者への支援				
	情報の掲載先	協働団体等	地域包括支援センター	区担当所管	○地域保健福祉課 地域健康支援係
麻生区ホームページ [福祉・介護]					

基本目標 2 区民が主役の地域活動の充実

基本方針 1 区民が主役の地域活動を応援します

区民や関係団体による地域をつながりづくりを進めるために、活動参加の場づくりや交流の機会の提供、運営に関する支援を行います。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（平成23～25年度）の取組
1 地域に定着している福祉活動の更なる発展	区民の自主的な地域活動に対する助言や情報の共有を行います。また、活動団体の交流の機会を提供し、地域の福祉活動の活性化をめざします。	18 子育てグループの支援 19 健康づくりグループ間の情報交換支援 20 介護予防グループへの支援 21 わたしの町のすこやか活動支援事業への支援 22 麻生市民交流館やまゆりの活用促進

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	その他
18 ⑧	子育てグループの支援	定期的に交流会や勉強会を自主的に行っている子育てグループに対して、アンケートや巡回訪問（見学・聞き取り・相談等）によってニーズを探り、課題の解決に向けた支援に取り組みます。保育や遊具指導等のボランティアを「麻生区子育て人材バンク事務局（委託）」を通じて子育てグループに派遣することにより、自主活動を支援し、行政との協働関係づくりにつなげていきます。	区社会福祉協議会 麻生区子育て人材バンク事務局	区担当所管	〇こども支援室
	情報の掲載先				

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	その他
19	健康づくりグループ間の情報交換支援	「かわさき健康づくり21*」に基づき、麻生区の健康づくり施策の一環として実行委員会形式による「健康づくりのつどい」を年1回実施し、地域の健康課題に取り組み、広く健康づくりの普及啓発を行います。	「健康づくりのつどい」実行委員会	区担当所管	〇地域保健福祉課 地域健康支援係
	情報の掲載先				

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	その他
20	介護予防グループへの支援	地域で介護予防活動を行っているグループに対して、円滑な活動が行えるよう支援します。	地域包括支援センター	区担当所管	〇地域保健福祉課 地域健康支援係
	情報の掲載先				

No.	具体的取組・事業名	事業内容	高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、地域ぐるみで健康づくりや介護予防、閉じこもり防止等を行う「わたしの町のすこやか活動」に対して、町会等と連携している団体に助成を行います。また、麻生区すこやか活動推進委員会交流会により、区内各団体の情報交換等の支援を行います。		
21	わたしの町のすこやか活動支援事業への支援		協働団体等	-	区担当所管
	情報の掲載先				
	麻生区ホームページ [福祉・介護]				

No.	具体的取組・事業名	事業内容	麻生区市民活動支援施設「麻生市民交流館やまゆり」を市民活動の区の拠点とし、地域福祉活動の場として有効に活用します。NPO法人あさお市民活動サポートセンターによる主体的な運営に任せることにより、市民自治を促進します。		
22	麻生市民交流館やまゆりの活用促進		協働団体等	NPO法人あさお市民活動サポートセンター	区担当所管
	情報の掲載先				
	麻生区ホームページ 情報誌やまゆり				

基本施策	施策の方向性	計画期間（平成23～25年度）の取組
2 区民の健康づくりの推進	身近な場での健康づくりの事業を行い、区民の健康維持に努めます。	23 あさお体験ウォーク事業 24 公園de健康づくり事業 25 若いときこそ健康貯金推進事業

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	その他
23	あさお体験ウォーク事業	健康づくりのためのウォーキングを体験することで、歩行習慣のない区民へのウォーキング普及を図ります。			
	情報の掲載先		麻生区ウォーキング推進実行委員会	区担当所管	○地域保健福祉課 地域健康支援係
	麻生区ホームページ 〔健康・医療〕 チラシ				

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	その他
24	公園de健康づくり事業	身近な公園を利用して、定期的にストレッチ体操やウォーキングを実施し、生活習慣病や介護の予防を図ります。			
	情報の掲載先		麻生区ウォーキング推進実行委員会 あさお運動普及推進員の会	区担当所管	○地域保健福祉課 地域健康支援係
	麻生区ホームページ 〔健康・医療〕 チラシ				

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	その他
25 ⑧	若いときこそ健康貯金推進事業	区内中学校を対象に、自身の健康を意識した食生活についての講話と調理実習を行うことにより、食生活を中心とした生活全体を見直すきっかけをつくります。			
	情報の掲載先		麻生区食生活改善推進員連絡協議会	区担当所管	○地域保健福祉課 地域健康支援係
	—				

基本方針 2 地域福祉活動の担い手の育成を推進します

地域の「共助」の輪を広げるため、区民による地域福祉活動を積極的に推進します。

基本施策	施策の方向性	計画期間（平成23～25年度）の取組
1 ボランティアの育成の推進	ボランティアを育成することにより、区民が身近で地域の健康づくりを担う土壌を育てます。	26 ヘルスボランティア講座の実施 27 食生活改善推進員養成教室、運動普及推進員養成教室の充実

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	その他
26	ヘルスボランティア講座の実施	ウォーキング普及ボランティアを養成する講座を実施します。	-	区担当所管	○地域保健福祉課 地域健康支援係
	情報の掲載先				

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	その他
27	食生活改善推進員養成教室、運動普及推進員養成教室の充実	年間1コース（各4日間）の教室を開催することにより、健康づくりの知識を深め、食生活・運動を通して地域の健康づくり推進のための人材を養成します。養成後は、地域の健康づくりボランティアとして活動していただきます。	麻生区食生活改善推進員連絡協議会 あさお運動普及推進員の会	区担当所管	○地域保健福祉課 地域健康支援係
	情報の掲載先				

基本施策	施策の方向性	計画期間（平成23～25年度）の取組
2 ボランティアの活動の場づくりの推進	ボランティアの育成に関する講座を修了した区民等が、実際に力を発揮できる環境づくりを推進します。	28 麻生区食生活改善推進員連絡協議会への支援 29 あさお運動普及推進員の会への支援 30 区社会福祉協議会のボランティアグループとの連携

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	備考
28	麻生区食生活改善推進員連絡協議会への支援	地域での活動がより効果的に行えるよう、学習会や打ち合わせ会等に保健福祉センターの専門職が支援を行います。	—	—	○地域保健福祉課 地域健康支援係
	情報の掲載先				

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	備考
29	あさお運動普及推進員の会への支援	地域での活動がより効果的に行えるよう、学習会や打ち合わせ会等に保健福祉センターの専門職が支援を行います。	—	—	○地域保健福祉課 地域健康支援係
	情報の掲載先				

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	備考
30	区社会福祉協議会が育成・支援するボランティアグループとの連携	区社会福祉協議会が育成支援しているボランティアグループと連携し、区役所で行う乳幼児健康診査でのボランティア活動を推進します。	—	—	○地域保健福祉課 地域健康支援係
	情報の掲載先				

基本目標3 「ひと・もの・場」を活かした共助のまちづくり

基本方針1 支え合いの仕組みづくりと地域福祉課題への取組を推進します

地域福祉活動を行う関係団体の専門性や得意な分野を生かし、地域福祉を多面的に推進するための連携や場づくりを行います。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（平成23～25年度）の取組
1 保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	地域の福祉課題を把握し、その解決に向けた取組を進めます。地域住民や関係機関等と連携しながらネットワークづくりを推進するとともに、地域での福祉活動が行われる「場」を活かせるような支援を行います。	31 小地域のつながりネット支援事業 32 麻生区健康づくり推進会議の実施 33 医師会意見交換会の実施 34 麻生区障害者地域自立支援協議会の実施 35 地域包括支援センター運営協議会による連携 36 地域包括支援センター連絡会の実施 37 地域ケア連絡会議の実施 38 地域の子どもの見守り体制の充実 39 こども関連大学連携事業 40 社会を明るくする運動の実施

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	関係機関
31	小地域のつながりネット支援事業	区民や関係団体からの企画提案による取組事業を推進し、地域の多様なニーズへの対応と、区民の手による活動の活性化を進めます。 地域懇談会等を開催し、地域住民や関係機関等とのネットワークづくりと身近な生活課題の解決をめざします。			
	情報の掲載先 麻生区ホームページ [福祉・介護]		あさお福祉計画推進会議 区内各福祉団体	区担当所管	○地域保健福祉課 地域保健福祉係

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	関係機関
32	麻生区健康づくり推進会議の実施	「かわさき健康づくり21」の推進と区の健康課題について年3～4回の会議で協議し、区の特性を生かしたネットワークの構築をめざします。また、「川崎市食育推進計画」の推進のため、麻生区食育推進分科会を設置し、年2回会議を実施します。会議の成果については、関連部門に提案を行います。			
	情報の掲載先 —		—	区担当所管	○地域保健福祉課 地域健康支援係

No.	具体的取組・事業名	事業内容	協働団体等	区担当所管	関係機関
33	医師会意見交換会の実施	保健福祉センターと区医師会で年1回意見交換会を実施することにより、医療と福祉の連携を検討し、健康づくりを推進します。			
	情報の掲載先 —		—	区担当所管	○地域保健福祉課 地域健康支援係

No.	具体的取組・事業名	事業内容	麻生区内の障害者福祉関係機関のネットワーク構築や、障害者（児）への支援に関する協議や調整を行い、障害者の地域生活や就労に対する支援を推進します。		
34	麻生区障害者地域自立支援協議会の充実				
	情報の掲載先	協働団体等	区内福祉関係施設及び団体	区担当所管	○保健福祉サービス課 障害者支援係
—					

No.	具体的取組・事業名	事業内容	運営協議会の開催により、地域包括支援センターの運営の中立性の確保についての審議や、活動の実態把握、課題等の検討を行い、支援体制の充実を図ります。		
35	地域包括支援センター運営協議会による連携				
	情報の掲載先	協働団体等	麻生区地域包括支援センター運営協議会	区担当所管	○高齢者支援課 高齢者支援係 ○地域保健福祉課 地域健康支援係
—					

No.	具体的取組・事業名	事業内容	区内6か所の地域包括支援センターと定期的な連絡会を実施し、情報の共有化を図り、連携の強化と活動の支援を行います。各部会での報告の方法や内容等について、実績報告書を基にした業務の標準化を図ります。		
36	地域包括支援センター連絡会の実施				
	情報の掲載先	協働団体等	地域包括支援センター	区担当所管	○高齢者支援課 高齢者支援係 ○地域保健福祉課 地域健康支援係
—					

No.	具体的取組・事業名	事業内容	地域包括支援センター、区社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会・自治会、ボランティア団体等が介護予防、生活支援を目的に連携を図り、課題の抽出、検討、解決に向けての情報交換、情報共有等を行います。民生委員児童委員協議会単位のご近所ネットワーク（包括ごとに行う地域包括ケア連絡会議）を推進します。		
37	地域ケア連絡会議の実施				
	情報の掲載先	協働団体等	地域包括支援センター 区社会福祉協議会 等	区担当所管	○高齢者支援課 高齢者支援係 ○地域保健福祉課 地域健康支援係
—					

No.	具体的取組・事業名	事業内容	虐待などで保護を要する子どもの早期発見や適切な保護のために、地域の関係機関が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切に対応していく体制を整えて、連携を強めます。		
38 ⑧	地域の子どもの見守り体制の充実				
	情報の掲載先	協働団体等	こども家庭センター 児童相談所	区担当所管	○こども支援室 ○保健福祉サービス課 児童・家庭支援係
—					

39	No. 具体的取組・事業名	事業内容	こども関連大学連携事業の一環として、それぞれの大学の特長を生かしたイベントの開催・子育て支援を行います。		
	こども関連大学連携事業				
	情報の掲載先	協働団体等	麻生区近隣大学	区担当所管	○こども支援室
	大学連携事業の紹介チラシ こども支援室紹介パンフレット				

40	No. 具体的取組・事業名	事業内容	社会を明るくする運動麻生区推進委員会と連携し、健全な明るい社会の推進のため、広報・啓発に取り組みます。		
	社会を明るくする運動の実施				
	情報の掲載先	協働団体等	「社会を明るくする運動」麻生区推進委員会	区担当所管	○地域保健福祉課 地域保健福祉係
	—				

基本施策	施策の方向性	計画期間（平成23～25年度）の取組
2 要援護者等への支援の充実	災害等の状況を始め、支援を必要としている区民に対する備えを進めます。また、子育て家庭や介護者等の支援を必要とする人を支える仕組みを整備します。	41 こんにちは赤ちゃん訪問 42 麻生区徘徊高齢者SOSネットワーク（あさおSOSネットワーク）の充実 43 災害時要援護者に対する制度の普及啓発 44 認知症高齢者介護教室の実施 45 介護者のつどいの実施

41	No. 具体的取組・事業名	事業内容	赤ちゃんの誕生を祝い、子育て支援の情報を届ける訪問活動を、地域と行政が協働して進めることにより、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域とのつながりを持てるようにします。訪問活動に携わる相談員は、地域から募集し養成します。		
	こんにちは赤ちゃん訪問				
	情報の掲載先	協働団体等	—	区担当所管	○保健福祉サービス課 児童・家庭支援係
	麻生区ホームページ [子育て・教育] 子育て情報誌「きゅつとハグあさお」				

42	No. 具体的取組・事業名	事業内容	本庁所管課、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携を図り、徘徊高齢者発見のためのネットワーク化により、高齢者の安全確保と家族への支援を行います。また、迅速な発見保護に努めるため、事前登録者の促進を図ります。		
	麻生区徘徊高齢者SOSネットワーク（あさおSOSネットワーク）の充実				
	情報の掲載先	協働団体等	地域包括支援センター 区社会福祉協議会 麻生警察署 等	区担当所管	○高齢者支援課 高齢者支援係
	—				

43	No.	具体的取組・事業名	事業内容	災害時要援護者避難支援制度*をより多くの区民に周知できるよう、町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会等と連携を図りながら普及啓発を行います。		
		災害時要援護者に対する制度の普及啓発				
		情報の掲載先	協働団体等	自治会・町内会 民生委員児童委員協議会 等	区担当所管	○地域振興課 ○保健福祉サービス課 障害者支援係 ○高齢者支援課 高齢者支援係
		—				

44	No.	具体的取組・事業名	事業内容	認知高齢者の介護者の情報交換の場として実施し、介護者の負担の軽減を図るよう支援します。		
		認知症高齢者介護教室の実施				
		情報の掲載先	協働団体等	認知症高齢者家族会	区担当所管	○地域保健福祉課 地域健康支援係
		麻生区ホームページ [福祉・介護]				

45	No.	具体的取組・事業名	事業内容	介護者自身の支援を目的として、関係団体との共催によりイベントを実施し、介護者同士の情報交換や個別相談を行います。		
		介護者のつどいの実施				
		情報の掲載先	協働団体等	区社会福祉協議会 地域包括支援センター	区担当所管	○地域保健福祉課 地域健康支援係
		麻生区ホームページ [福祉・介護]				

基本方針 2 地域のネットワークづくりに取り組みます

関係団体のネットワークを整備することによって、区民と区が協働で地域福祉活動を推進する体制をつくります。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（平成23～25年度）の取組
1 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化	地域福祉活動に携わる人の連携を図るために、関係団体のネットワークを整備し、地域福祉活動を進める基盤をつくります。	46 子ども関連ネットワーク会議による連携 47 民生委員児童委員活動の支援 48 社会福祉協議会との連携

No.	具体的取組・事業名	事業内容			
46 ⑧	子ども関連ネットワーク会議による連携	事業内容 子どもに関わる機関・団体及び子育ての当事者やボランティアのグループで子ども・子育ての現状や課題を共有し、相互で連携を取りながら、課題解決に向けて全体で、又はそれぞれの立場でできることに取り組みます。			
	情報の掲載先 こども支援室紹介パンフレット		協働団体等	子ども関連ネットワーク参加団体	区担当所管

No.	具体的取組・事業名	事業内容			
47	民生委員児童委員活動の支援	事業内容 6地区（麻生東第1・2・3地区、柿生第1・2・3地区）の民生委員児童委員協議会の運営及び民生委員児童委員の地域活動等について支援します。			
	情報の掲載先 —		協働団体等	民生委員児童委員協議会	区担当所管

No.	具体的取組・事業名	事業内容			
48	社会福祉協議会との連携	事業内容 福祉まつりを始め、民生委員児童委員協議会や各福祉団体等の関わりが深い麻生区社会福祉協議会と常に連携を取りながら、地域の課題に取り組みます。			
	情報の掲載先 あさお「ひと・ひと」福祉プラン		協働団体等	区社会福祉協議会	区担当所管

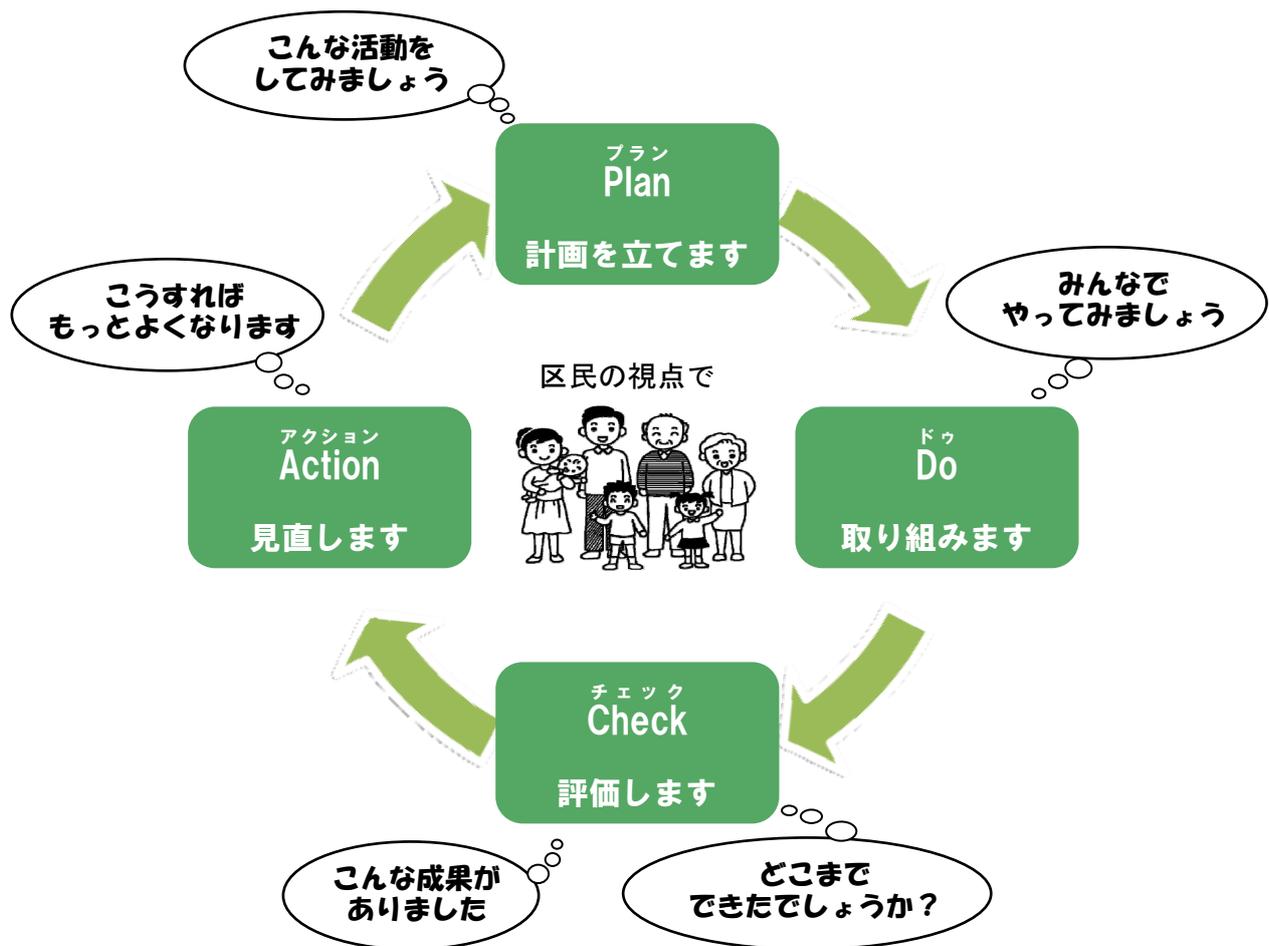
6 計画の推進にあたって

(1) 推進体制の整備

本計画は、保健、医療、教育、まちづくりなど、様々な分野に関連していることから、庁内の関連部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。また、区社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、総合的な取組を図っていきます。

本計画の推進にあたって、区民と行政との連携・協働は不可欠です。区民一人ひとりを始め、ボランティア、地域の活動団体、関係機関、行政等がそれぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的・長期的な視点に立った計画の具体化を推進します。

また、Plan（計画・役割分担）、Do（実行）、Check（評価）、Action（計画に沿っていない部分の改善）という、いわゆる「PDCAサイクル」を取り入れ、区民の視点により地域のニーズを把握し、具体的な取組に反映させることで、計画の更なる発展をめざします。



(2) 計画の評価

① 計画の進行管理と評価

本計画を総合的に推進していくため、区民、町内会・自治会、民生委員児童委員、ボランティア・NPO、サービス提供事業者、学識経験者、区社会福祉協議会、行政など、地域福祉推進の協働者からなる「あさお福祉計画推進会議」により、各事業の実施状況と達成状況を把握・点検しながら、全体的な進行管理を行います。進行状況についてはできる限り公表し、区民の意見を反映していきます。

区を取り巻く環境の変化などに適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて事業内容や事業手法を見直し、新たな事業の実施なども視野に入れた事業の評価・改善を行っていきます。

また、今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の弾力的な運用を行っていきます。

② 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、区ホームページや市政だより、ダイジェスト版の作成・配布等により、広く区民に周知していきます。

(3) 地域福祉の推進のために

① 町内会・自治会の役割

地域福祉計画は、より身近な地域できめ細かな福祉サービスが提供されるよう、住民主体の支え合いや助け合いなどの小地域での地域福祉推進体制を整備していくため、「地域の主人公は、そこに暮らしている住民である」という考え方を基本において、様々な活動を展開していくことをめざしています。町内会・自治会は、地域に住む人たちが安心・安全に暮らしていくため、地域における様々な問題の解決に取り組む組織として、また、地域でのふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努める自主的な地域の団体として、地域福祉を展開していく中でも重要な役割が期待されています。

町内会・自治会に対しては、地域住民の理解と主体的な参加を促進し、小地域での推進体制を整備していく上での「まとめ役」として、大きな期待が寄せられています。また、小地域の問題の解決について、今後は民生委員児童委員との連携も求められています。

② 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることとされ、これまでも、住民の生活実態を把握し、住民の立場に立って福祉の視点から相談・援助を行ってきました。しかし、社会福祉の公的サービスが個人で選択して利用する方向で進んでいる中、利用制度の仕組みから漏れたり、利用しづらい人々への対応など、民生委員児童委員の役割はさらに大きくなっています。また、今日、社会問題となっている虐待や暴力、いじめなどの問題を始め、現在の公的な制度や施策では解決できない不安や孤独、孤立、ひきこもりなどの心の問題を抱えた人たちの発見と、信頼関係を築きながらの相談・援助も期待されています。

民生委員児童委員は、地域住民の理解を進め、これらの問題を抱えた人々と「地域のつながり」をつくるための「橋渡しの役割」、すなわち、地域に住むすべての人々が安心して生活していけるような、地域福祉の中核的な推進役としての役割が期待されます。福祉コミュニティづくりという視点での活動の担い手として、町内会や自治会との連携も期待されます。

③ 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、地域において社会福祉事業を展開するにあたり、施設の事業運営で完結するのではなく、地域住民と共に歩む姿勢を持ち、地域福祉にどのように参画できるのかを改めて検討していくことが必要です。

施設は、高齢者・障害者・子ども等の福祉に関する幅広い専門知識と物的・人的資源を持ちあわせています。例えば、高齢者福祉施設が専門性を活かして家族介護教室を主催したり、障害者福祉施設が居宅介護（ホームヘルプ）の対象にならない障害者にホームヘルパーを派遣している事例もあります。このように、地域住民との交流や公的な援助以外のサービス（インフォーマルサービス）に積極的に取り組むことが望まれます。さらに、保育園や幼稚園、学校等と連携し、福祉教育や研修を通して地域貢献を果たしつつ、施設が地域の中で資源として認知されるよう、積極的に地域と連携していくことが期待されます。

④ ボランティア・NPOの役割

ボランティア・NPOは、既成概念にとらわれることなく、自由な発想で住民のニーズにきめ細かく、迅速に対応することができる特徴を持っています。

しかし、「ボランティア団体のやっている内容がわからない」「機会があればやってみたいが、情報が得られない」など、ボランティア・NPOの活動について区民に情報が十分伝わっていないという声が寄せられています。その一因として、「ボランティアは困っている人を助けるもの」というイメージが、区民を支援する側と支援される側に分けてしまい、福祉は、支援が必要な特定の人や福祉に関心のある人だけに関わることとされてきたことも事実です。

今後、ボランティア・NPOが、これまでの経験や技術、知識を発揮して、地域福祉の構築に貢献していくことが望まれています。また、地域のニーズに適応した施策を推進するため、区や関係機関・団体と共に、福祉の地域づくりを協働で進めていく上での役割分担や連携を行うことが不可欠です。

⑤ その他の団体・組織の役割

地域には、在宅で生活している高齢者を対象に、相談支援組織として高齢者の健康維持や生活安定、福祉・医療・介護などの必要な援助や支援を行う地域包括支援センターが設置され、地域密着型の高齢者福祉の向上に寄与しています。

一方、地域には子育てに悩んでいたり、障害があるために日々の生活に不便を感じながら暮らしている人や、ひきこもり、さらには虐待などの新たな問題も生じており、解決に向けて様々な取組が検討されています。

このような福祉課題について、個別対応にとどまることなく、家庭あるいは地域の問題として、身近な視点から総合的・横断的に対応していく必要性が高まっています。これからは、地域における保健・医療・福祉・生涯学習などの資源を活用しつつ、行政の役割として、子育て支援センターや地域包括支援センターを中核機関に、地域で活動する様々な組織とも連携を図り、その技術や知識を活かしながら、地域福祉の視点から広く活動していくことが期待されています。

⑥ 区社会福祉協議会の役割

地域福祉推進にあたって、社会福祉協議会は、社会福祉法（109条）の中で中心的な役割を担う団体として位置付けられ、これまでの取組も含め、今後、新たに地域に対して何をしようとし、何ができるのかという明確なビジョンを発信していく必要があります。

社会福祉協議会は、在宅福祉サービスや施設の運営管理などを市区からの受託で行ってきました。また、地域の福祉活動のコーディネーターとして、福祉団体との連絡調整や活動を支援してきました。

これからは、行政とは異なる民間組織として、独自の存在意義と役割を明確にしていくとともに、住民からも見える体制づくりや様々な専門機関、教育機関などとの連携を強化しながら地域の中に入っていくことが重要であり、小地域はもとより区全域での取組により、「地域福祉推進の中心的な役割を果たすこと」が求められています。

⑦ 区の役割

行政計画として策定している地域福祉計画は、地域の多様なニーズをとらえ、長期的・総合的なものが求められます。同時に、地域での計画推進のために、「自助」「共助」の中心を担う区民や地域活動団体などの参画を促し、活動を支援していくことを始めとして、地域での推進基盤を整備し、身近な地域での福祉の仕組みをつくっていくことが大切です。

地域福祉計画の推進体制と、庁内の関連部署との連携を強化し、総合的・横断的なサポート体制を組むことが必要となります。これからも、高齢者や子ども、障害者などの施策も含め、施策の形成過程にも直接的に区民がかかわれる機会の拡充を図り、区民との連帯意識を高めていくよう努めていきます。あわせて、市への福祉施策にかかわる働き掛けや連携により、区民のよりよい生活への向上をめざしていきます。

⑧ 区民一人ひとりの役割

少子高齢化や核家族化が進行し、個人の価値観が多様化している今、人と人がともに支え合い、助け合う関係を築いていくことの意義が、大変重要になっています。

区民一人ひとりが、どのような生活課題を抱えていてもそれぞれに自分らしい自立した生活や社会参加を実現することが、地域福祉の大きな目的です。地域福祉の一層の充実のためには、区民自らができることを見つけ、自立した生活や社会参加の実現を促す役割を担うことが求められます。

区民が他人への関心や思いやりを持ち、お互いに支え合い助け合うことは、福祉サービスの担い手として「誰かのために役に立っている」という生きがいや励みとともに、自分の能力や可能性を発揮できる自己実現につながります。

行政や福祉活動団体、地域福祉にかかわる人とともに、区民の皆さんの力をこれからの麻生区にふさわしい地域福祉の発展に生かしましょう。

